

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例をここに公布する。

平成27年9月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市条例第15号

### 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、番号法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用する

ことができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、法令又は他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該特定個人情報を提供するとき。
- (2) 市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって市長又は教育委員会が保有するものの提供を求めた場合において、当該特定個人情報を提供するとき。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、法令又は他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	下水道法（昭和33年法律第79号）による使用料（以下「下水道使用料」という。）の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	都市計画法（昭和43年法律第100号）による受益者負担金の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。）による外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則（平成27年大和市規則第39号）によるみなし適用の対象となる事業等に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱（平成19年大和市告示第41号）による利用者負担金の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		下水道使用料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの		

		別表第2の2の項右欄（児童福祉法による費用の徴収に関する情報を除く。）に掲げる情報であって規則で定めるもの
		大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの

3 市長

予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

障害者関係情報であって規則で定めるもの

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定めるもの

国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

年金給付関係情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子保健法（昭和40年法律第141号）による新生児の訪問指導、健康診査、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

介護保険給付等関係情報であ

		<p>って規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
6 市長	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法第20条の11の規定による協力要請により得ら</p>

れる情報又は同法の規定によりその例によることとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条の規定による質問若しくは検査により得られる情報であって規則で定めるもの

下水道使用料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当関係情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

		もの
7 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		下水道使用料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	学校教育法による就学援助に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	下水道使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定によりその例によることとされる地方税法第20条の11の規定による協力要

		<p>請により得られる情報又は同法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問若しくは検査により得られる情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
10 市長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>年金給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
1 1 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
1 2 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の</p>

		基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		下水道使用料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金に関する情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
13	市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

	<p>手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>1 4 市長</p>	<p>老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービスに関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>年金給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支</p>

		給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの
16 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報で

		あつて規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの
18 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者関係情報であつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		年金給付関係情報であつて規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であつて規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの
19 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施に関する情報であつて規則で定めるもの
		予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて規則で定めるもの
		障害者関係情報であつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

		<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>20 市長</p>	<p>都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>下水道使用料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>

		都市計画法第75条第5項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問若しくは検査により得られる情報又は同法第146条の2の規定による協力要請により得られる情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
21 市長(児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
22 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの

		<p>国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
23 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報であって規則で定めるもの
24 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>年金給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
25 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であ</p>

		<p>って規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
26 市長	<p>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
27 市長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で</p>

		定めるもの
		大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱による利用者負担金の助成に関する情報であって規則で定めるもの
28 市長	社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知により準ずることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報であって規則で定めるもの
29 市長	大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる事業等に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

		<p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>番号法別表第2の10、11、16、65及び108から110までの項第4欄に掲げる特定個人情報のうち自らが保有するものであって規則で定めるもの</p> <p>別表第2の1、2、16及び27の項右欄（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報を除く。）に掲げる情報であって規則で定めるもの</p>
30 市長	大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱による利用者負担金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための</p>

		法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		番号法別表第2の108及び109の項第4欄に掲げる特定個人情報のうち自らが保有するものであって規則で定めるもの
		別表第2の27の項右欄（国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、介護保険給付等関係情報及び大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱による利用者負担金の助成に関する情報を除く。）に掲げる情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校教育法による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校教育法による就学援助に関する情報であって規則で定めるもの
			地方税法第20条の11の規定による協力要請により得られる情報又は同法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問若しくは検査により得られる情報であって規則で定めるもの

4	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
				社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
5	市長	下水道使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によることとされる地方税法第20条の11の規定による協力要請により得られる情報又は同法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問若しくは検査により得られる情報であって規則で定めるもの
6	市長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校教育法による就学援助に関する情報であって規則で定めるもの
7	市長	都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	都市計画法第75条第5項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問若しくは検査により得られる情報又は同法第146条の2の規定による協力要請により得られる情報であって規則で定めるもの
8	市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に	教育委員会	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

	<p>関する事務であつて規則で定めるもの</p>		<p>に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>9 市長</p>	<p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>教育委員会</p>	<p>社会局長通知により準ずることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報であつて規則で定めるもの</p>